

「ごうぎん島根文化振興財団」助成決定後の手順等

■助成決定後の手順

1. 「ごうぎん島根文化振興財団助成事業」である旨の表示

パンフレット、ポスター、チケット、プログラム等には、以下のとおり表示してください。

※「ごうぎん島根文化振興財団助成事業」、「助成：ごうぎん島根文化振興財団」など
(表示例)

ごうぎん島根文化振興財団助成事業

※年度初めの活動などでパンフレット、ポスター、チケット、プログラム等を作成済で表示できない場合は、館内表示など実施日までに準備可能なものに表示してください。

※スポーツ活動などでパンフレット、ポスター、チケット、プログラム等がない場合は、会場に設置する看板などに表示してください。

2. 活動の実施

3. 「活動報告書」、「決算報告書」、「助成金振込依頼書」等の提出

4. 助成金の交付

■留意事項

1. 2021 年度に助成金の交付を受けた団体については、2022 年度は助成の対象となりません。

2. 助成金を助成活動以外の用途に使用することはできません。

3. 活動終了後は、速やかに「活動報告書」、「決算報告書」、「助成金振込依頼書」等を提出してください。尚、書類は、当財団のホームページから取得することができます。

注1) 助成額は、活動費総額の 50%以下 (上限 30 万円) となりますので、活動費が申請時の計画よりも減少した場合は、減額を行う場合があります。

注2) 活動終了後、速やかに「活動報告書」等を提出いただけない場合は、助成を取り消す場合があります。

4. 申請時の活動計画が変更となる場合や年度内の実施が困難となった場合は、速やかに当財団へ報告し、指示を受けてください。

以上